

平成十五年農林水産省・環境省令第4号

農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省

令・環境省令で定める農薬を定める省令

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第

十二条第一項の規定に基づき、農薬取締法第十二

条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬

を定める省令を次のように定める。

農薬取締法（以下「法」という。）第二十五

条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農

薬は、次の各号に掲げるものとする。ただし、

試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法

（昭和二十五年法律第五十一号）第十七条第

一項、第十八条第二項及び第二十九条第一項の

規定による防除を行うために使用する農薬並び

に同法第十条第一項に規定する輸入国がその輸

入につき輸出国の検査証明を必要としている植

物及びその容器包装を輸出しようとする者が当

該輸入国の要求に応じるため当該植物及びその

容器包装に使用する農薬を除く。

一 現に法第三条第一項又は法第三十四条第一項

の登録を受けている農薬

二 法第三条第一項又は法第三十四条第一項の登

録を受けていた農薬であつて、容器又は包装に

法第十六条（法第三十四条第六項において準用

する場合を含む。）の規定による表示のあるも

の（法第十八条第二項の規定によりその販売が

禁止されているものを除く。）

附 則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法

律（平成十四年法律第四百十一号）の施行の日

（平成十五年三月十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一月三〇日農林水

産省・環境省令第3号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正す

る法律の施行の日（平成三十年十二月一日）か

ら施行する。